

農地白書 Vol.3

～最適化の活動にむけて～

(平成30年12月作成)

「見える化」を実現！
見つける・見抜く・見きわめる



表紙写真

編集・発行 倉吉市農業委員会

久米ヶ原台地から大山を望む



目次

第1部 農地(台帳)面積と耕地面積の比較・・・・・・1～3

- 図1 農地(台帳)面積と耕地面積の比較 1
- 図2 耕地面積の推移
- 図3 農地賃借料の状況
- 図4 農業地域類型別の耕地面積割合 2
- 図5 農地筆数及び1筆平均面積
- 図6 農業振興地域内農用地区域の設定状況 3
- 図7 農地整備の状況
- 図8 農地転用の推移

第2部 担い手への農地利用の集積・集約化・・・・・・4～5

- 図9 担い手の推移 4
- 図10 農地所有適格法人の推移
- 図11 農地貸借の推移 5
- 図12 農地中間管理事業の推移(倉吉市・県)

第3部 遊休農地の発生防止・解消・・・・・・6～8

- 図13 農家類型別遊休農地面積の推移 6
- 図14 遊休農地の推移
- 図15 遊休農地の要因分析(倉吉市・県) 7
- 図16 中山間直接支払対象面積と協定数 8
- 図17 多面的機能支払交付金対象面積と活動組織数

第4部 新規参入の促進・・・・・・9～10

- 図18 農業者の男女別年齢構成割合の推移 9
- 図19 農業就業人口の推移 10
- 図20 農家類型別の推移
- 図21 基幹的農業従事者数の推移
- 図22 新規就農者の推移
- 図23 産業別就業者の割合

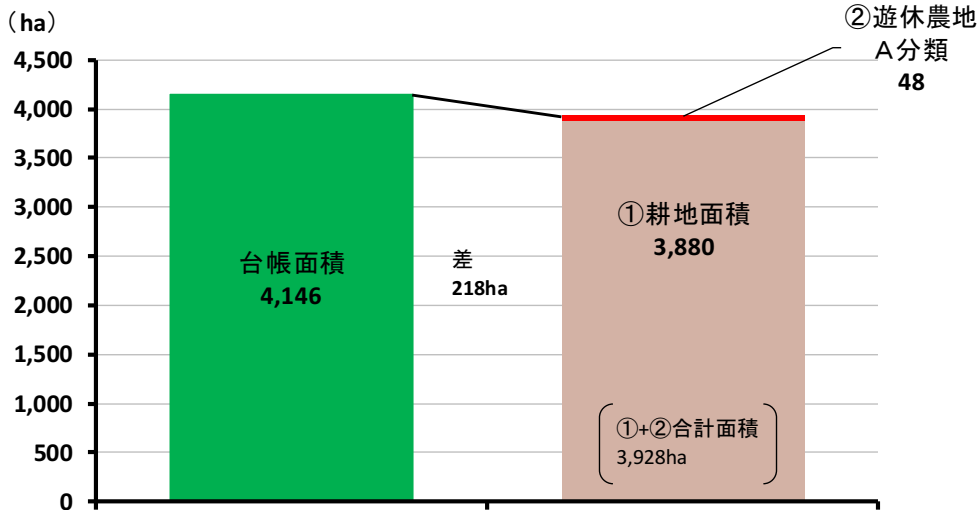
第5部 農地利用の最適化の指針・・・・・・11

<付> 農業委員・最適化推進委員名簿(裏表紙の内面)
倉吉市の風土(裏表紙)

第1部

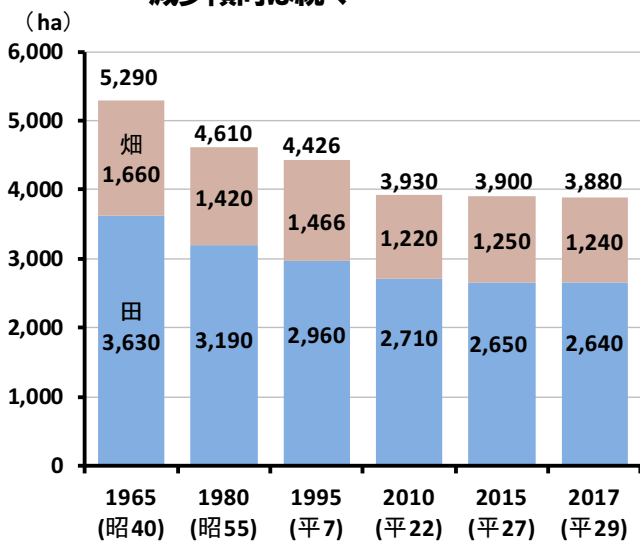
農地(台帳)面積と 耕地面積の比較

図1 農地(台帳)面積と耕地面積の比較(平成29年)
～台帳面積との差は拡大、正確な現況把握が課題～



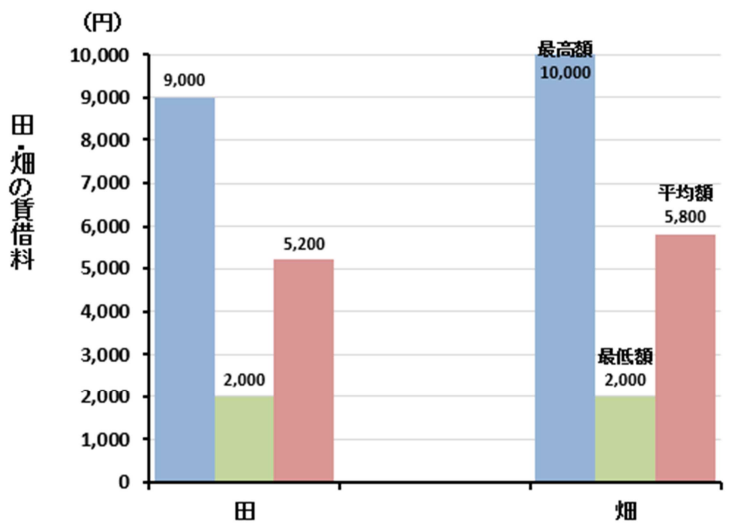
資料：農林水産省
市町村農業委員会
経営支援課

図2 耕地面積の推移
～減少傾向は続く～



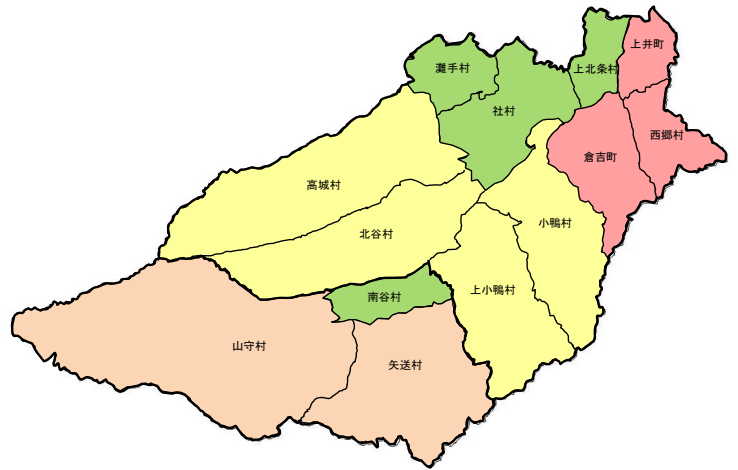
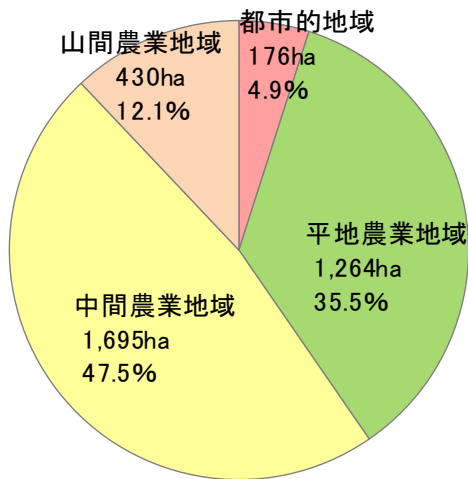
資料：農林水産省「耕地面積調査」
ラウンドで合計が一致しない場合がある

図3 農地賃借料の状況
～賃借料は低下傾向～



資料：農業委員会調べ

図4 農業地域類型別の耕地面積割合
 ～中間・山間地域が全体の6割～

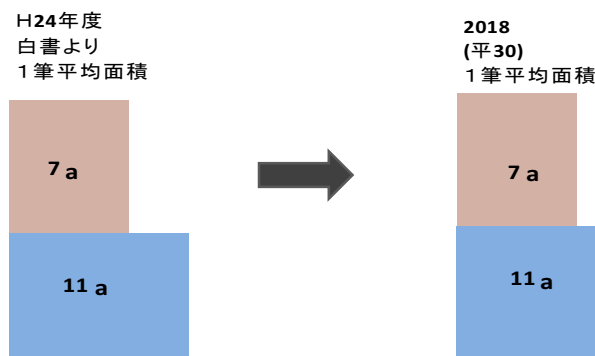
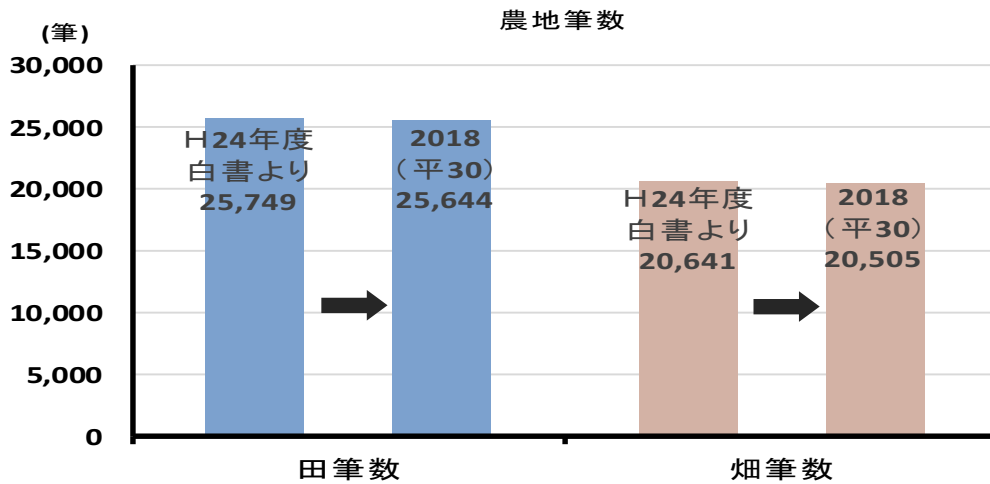


資料：農林水産省「2015年農林業センサス農山村地域調査（農業集落）」

(注) 農業地域類型基準指標

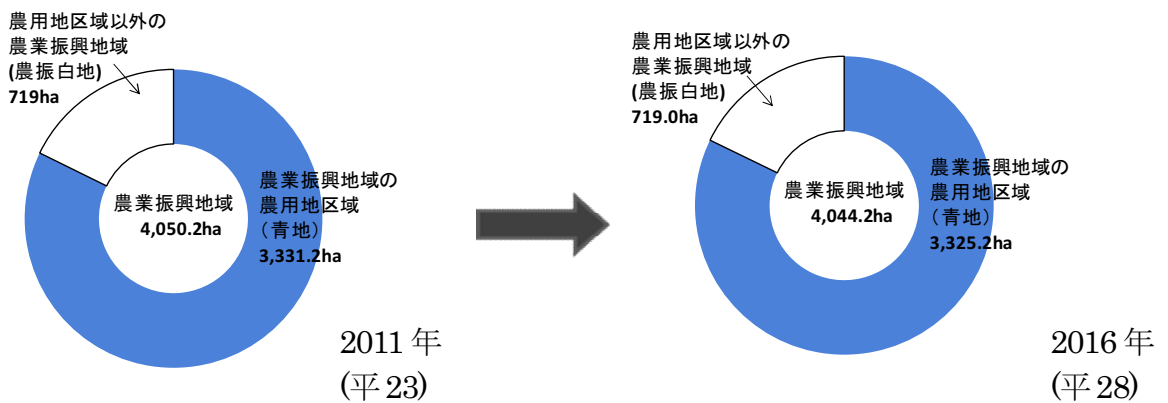
- 都市的地域 = 人口密度500人以上及び宅地等/可住地面 = 60%以上
- 平地農業地域 = 耕地率20%以上かつ林野率50%未満
- 中間農業地域 = 耕地率20%未満
- 山間農業地域 = 耕地率10%未満かつ林野率80%以上

図5 農地筆数及び1筆平均面積
 ～1筆ごとの平均面積は狭小～



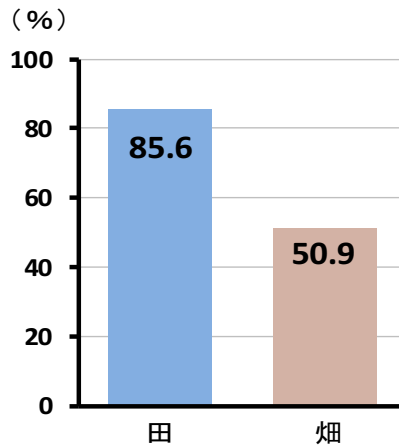
資料：農業委員会調べ

図6 農業振興地域内農用地区域の設定状況
 ～求められる農地の総量確保～



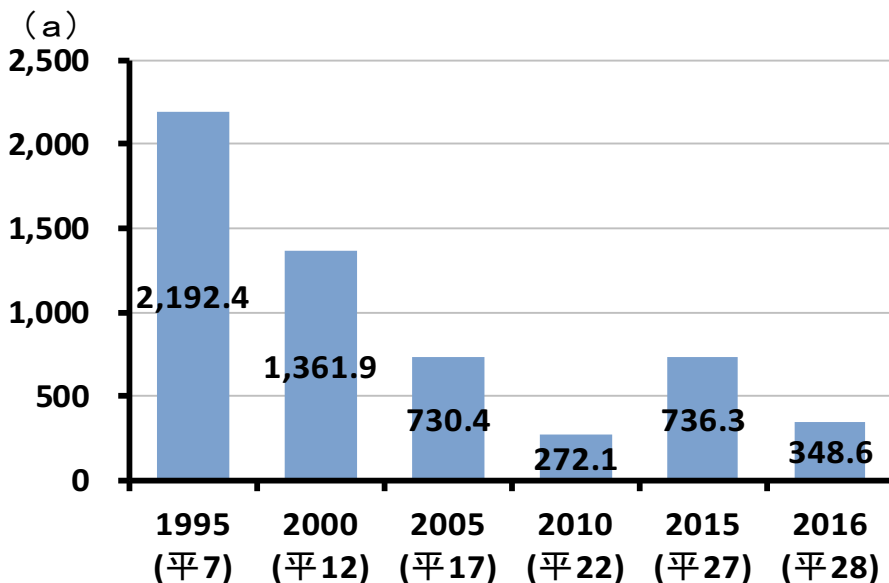
資料：農林水産省「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」

図7 農地整備の状況 (平成29年度調査)
 ～全国的に高い整備率、老朽化により再整備が課題～



資料：県農地・水保全課調べ

図8 農地転用の推移
 ～近年の転用面積は横ばい～



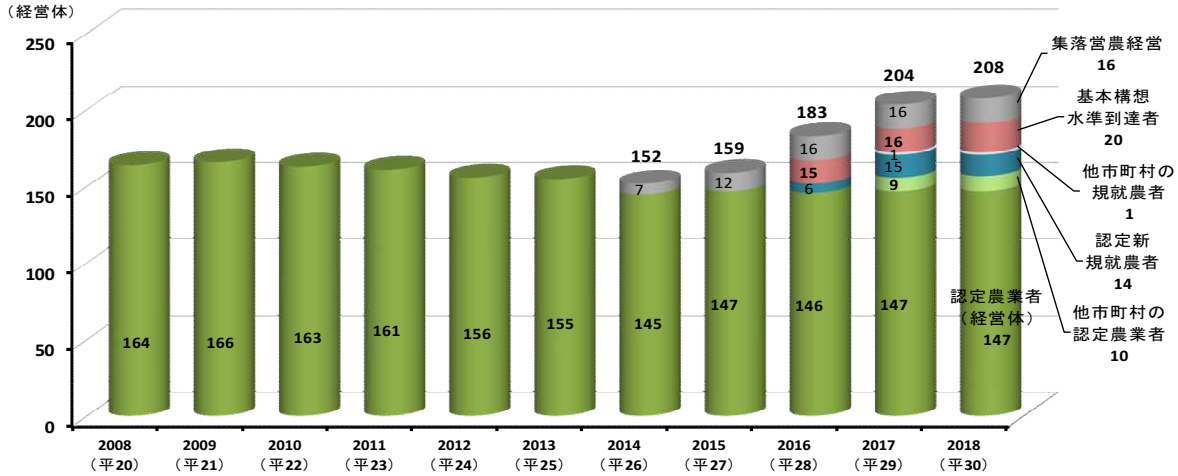
資料：農林水産省「農地権利移動等調査」



第2部

担い手への農地利用の 集積・集約化

図9 担い手の推移
～認定農業者数は横ばい傾向～



資料：農林水産省「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」

(注)

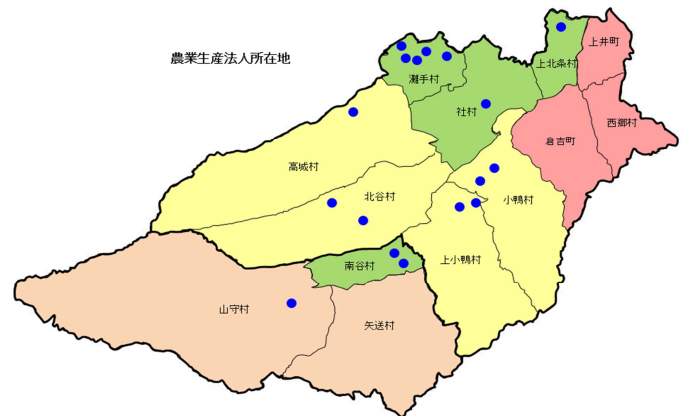
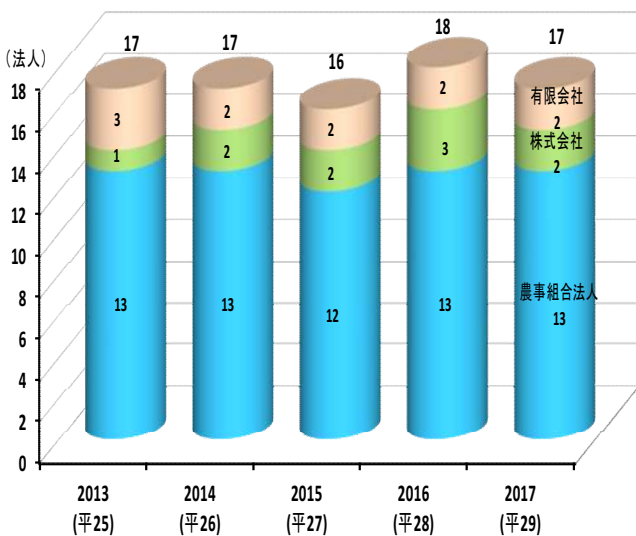
認定農業者＝市町村から農業経営改善計画の認定を受けた農業者

認定新規就農者＝新たに就農しようとする青年等であって、その作成する就農計画について市町村長より認定を受けた者

基本構想水準到達者＝市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標水準に達している農業者(認定農業者を除く)

集落営農組織＝集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が全部又は一部を共同して営農活動を行う組織

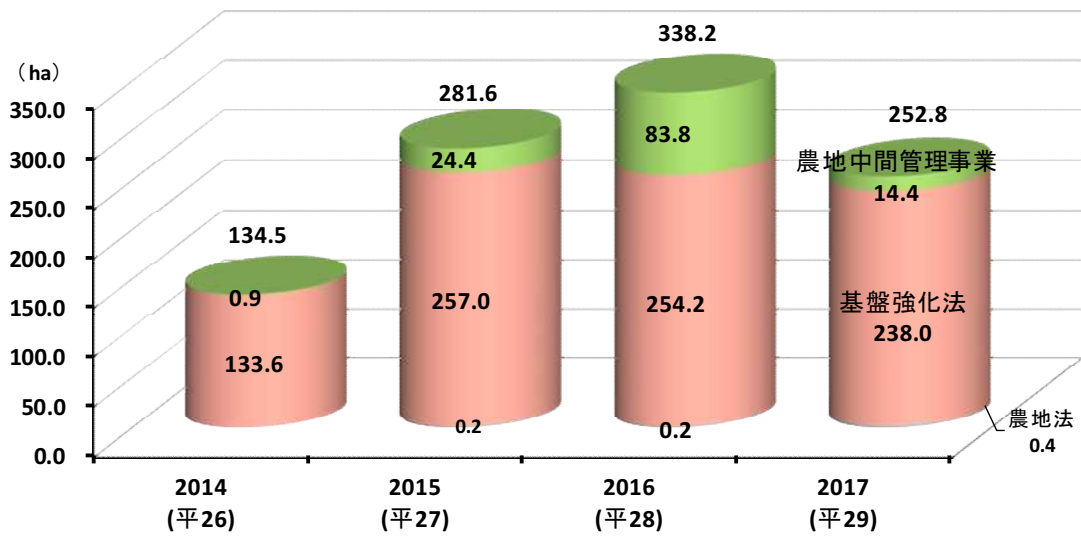
図10 農地所有適格法人の推移
～法人数は横ばい～



資料：農林水産省「農地所有適格法人の活動状況調査」

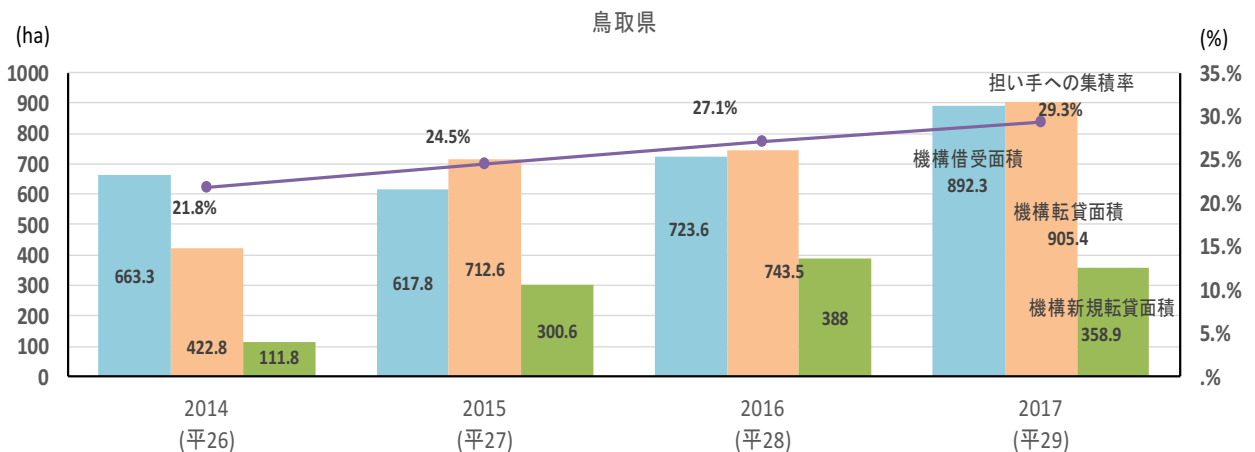
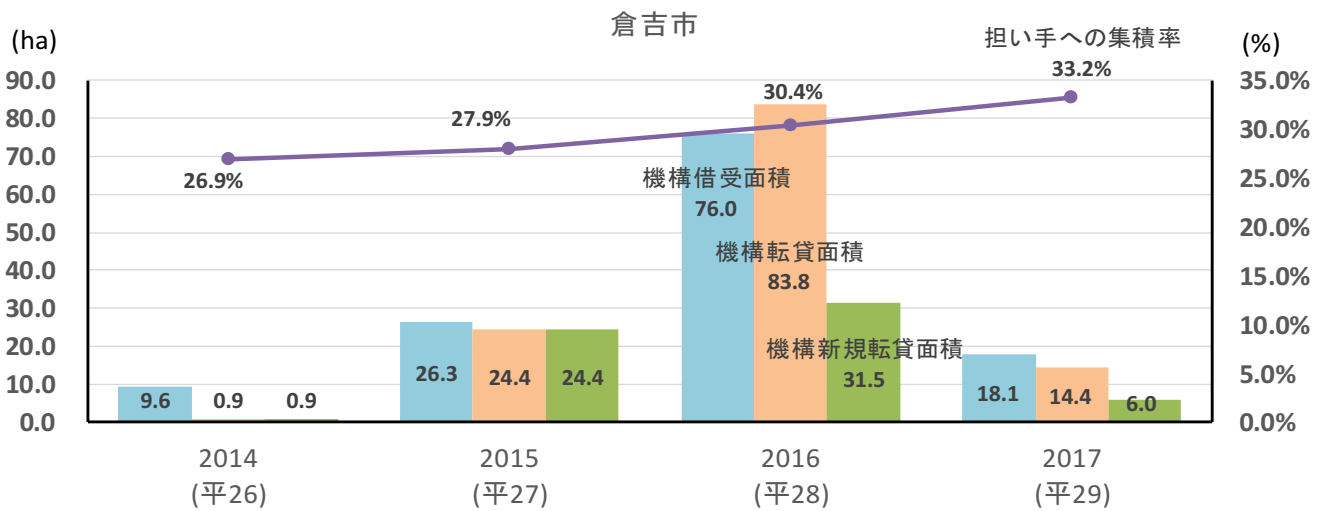
(平成27年までは、農業生産法人の活動状況調査)

図11 農地貸借の推移



資料：県経営支援課調べ

図12 農地中間管理事業の推移
～機構転貸により集積率は着実に上昇～

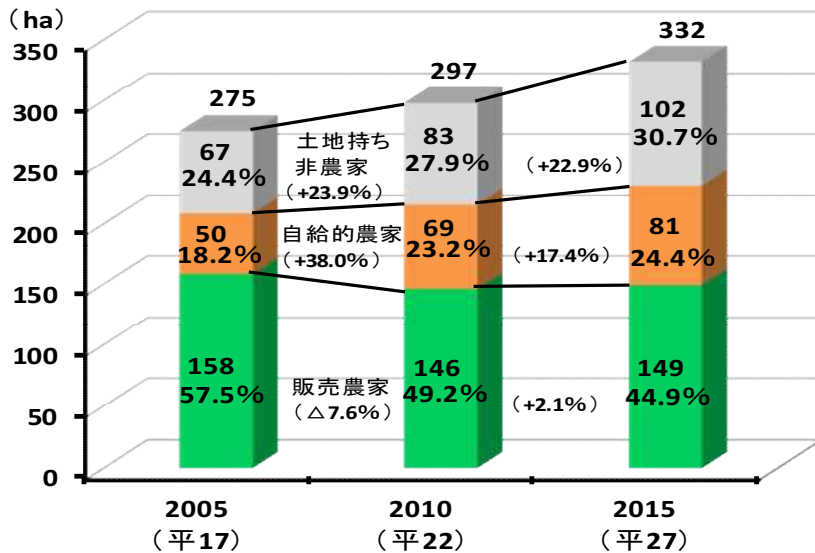


資料：農林水産省「中間管理機構等の実態把握について(調査)」

第3部

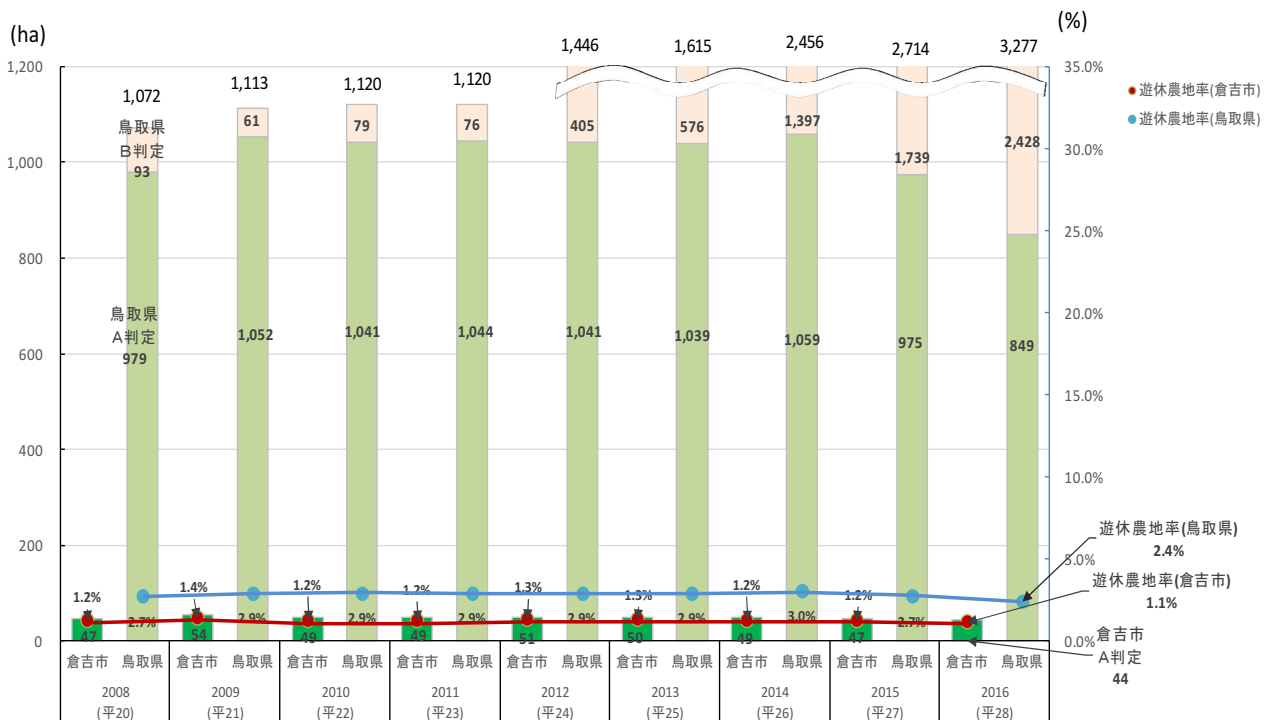
遊休農地の発生防止・解消

図13 農家類型別遊休農地面積の推移
～土地持ち非農家・自給的農家で増加～



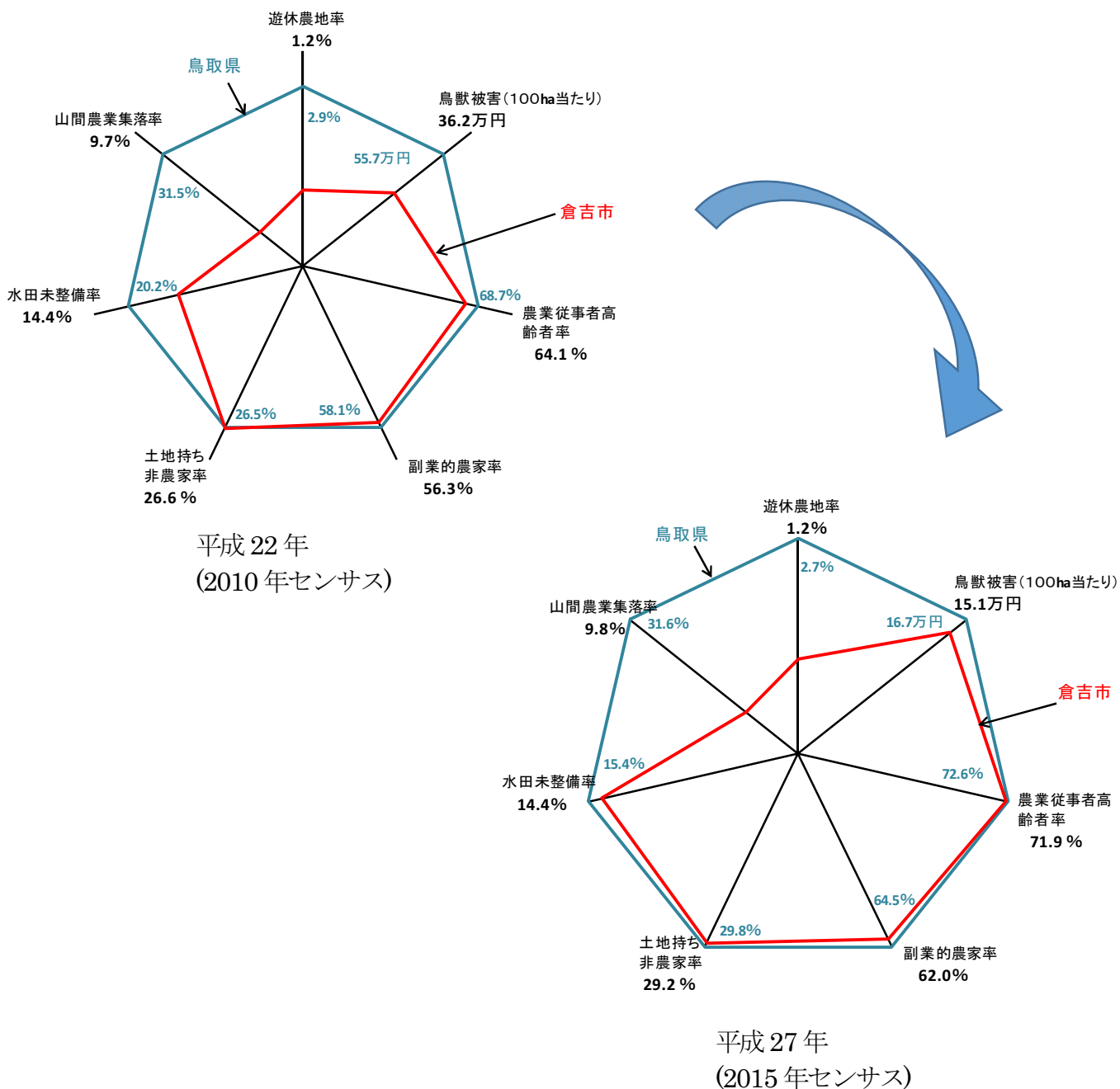
資料：農林水産省「農林業センサス」
(注) センサスの耕作放棄地を遊休農地と表現

図14 遊休農地の推移
～遊休農地率は横ばい～



資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」
(注) 遊休農地率はここでは、A判定農地面積÷(耕地面積+A判定農地面積)で算出した

図15 遊休農地の要因分析
 ～農業従事者の高齢化、土地持ち非農家の増加～



- 資料：① **遊休農地の割合** = 遊休農地(1号)面積 / 耕地面積 + 遊休農地(1号)面積
 * 農林水産省「農林業センサス」
- ② **鳥獣被害額**(100ha当たり) = 鳥獣被害額 / 耕地面積
 * 鳥取県鳥獣対策センター調べ
- ③ **土地生産性**(10ha当たり) = 農業所得 / 耕地面積
 * 農林水産省「生産農業所得統計」
- ④ **農業従事者高齢者率** = 65歳以上 / 農業就業人口
 * 農林水産省「農林業センサス」
- ⑤ **副業的農家率** = 副業的農家数 / 販売農家数
 * 農林水産省「農林業センサス」
- ⑥ **土地持ち非農家率** = 土地持ち非農家数 / 総農家数 + 土地持ち非農家数
 * 農林水産省「農林業センサス」
- ⑦ **水田未整備率** = 30a以上区画未整備水田面積 / 水田面積
 * 農林水産省「農業基盤情報基礎調査報告書」
- ⑧ **山間農業集落** = 山間農業地域集落数 / 集落数
 * 農林水産省「農林業センサス」

図16 中山間直接支払対象面積と協定数
～中山間地域の農地維持に必要不可欠～

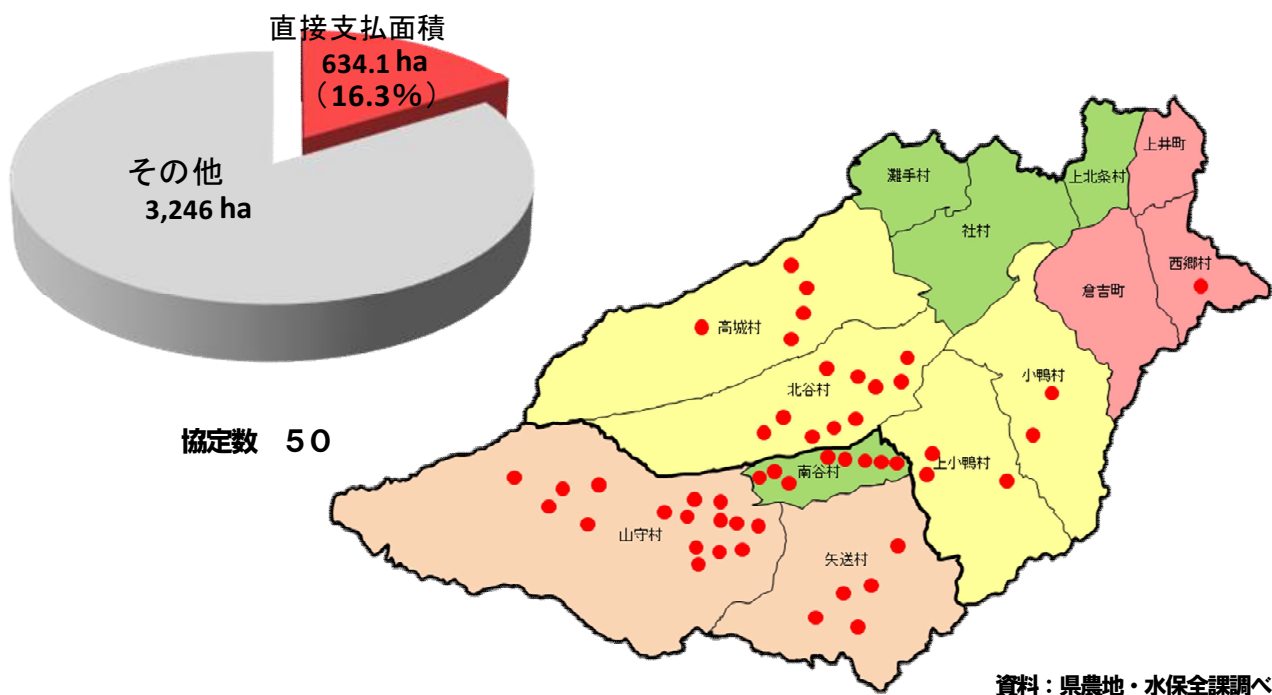
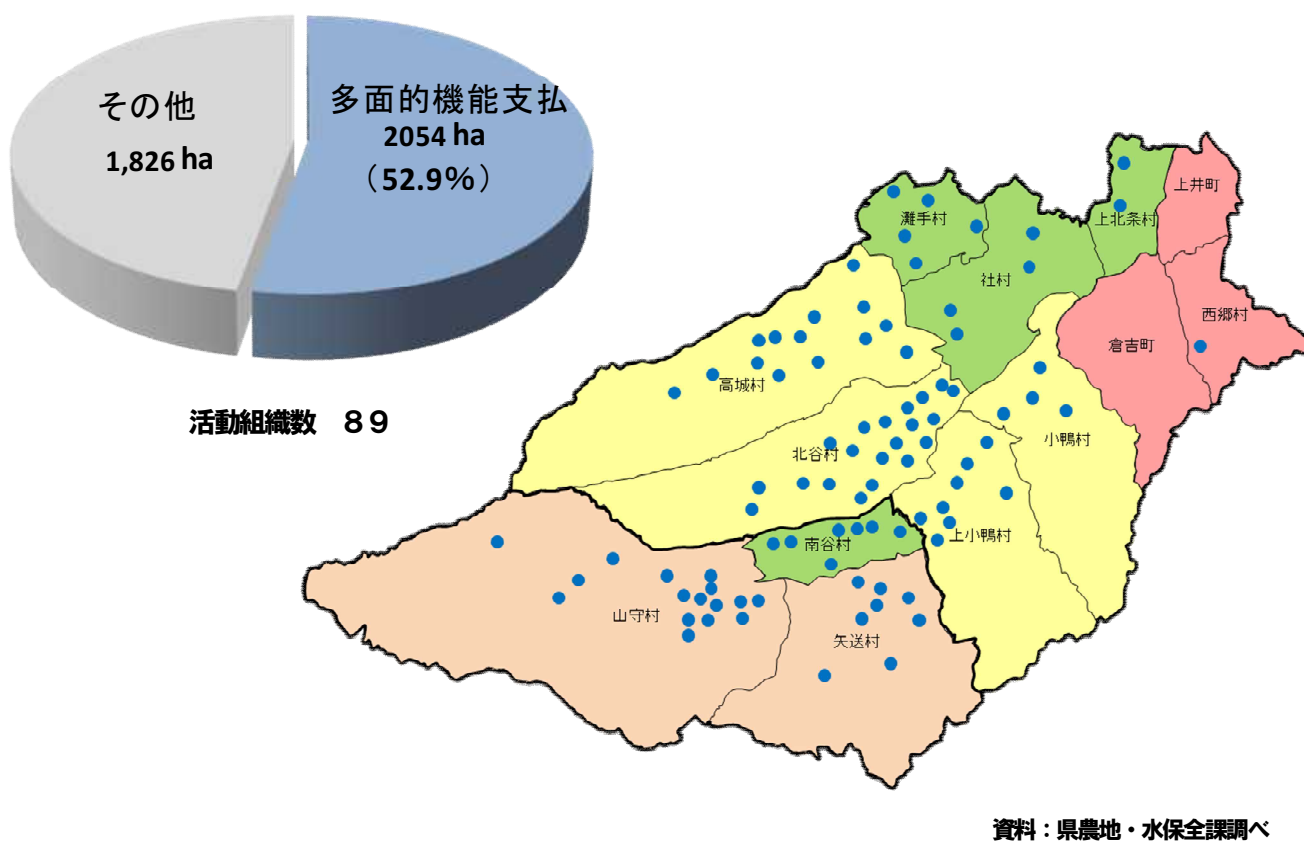


図17 多面的機能支払交付金対象面積と活動組織数
～取組面積は全体の5割～

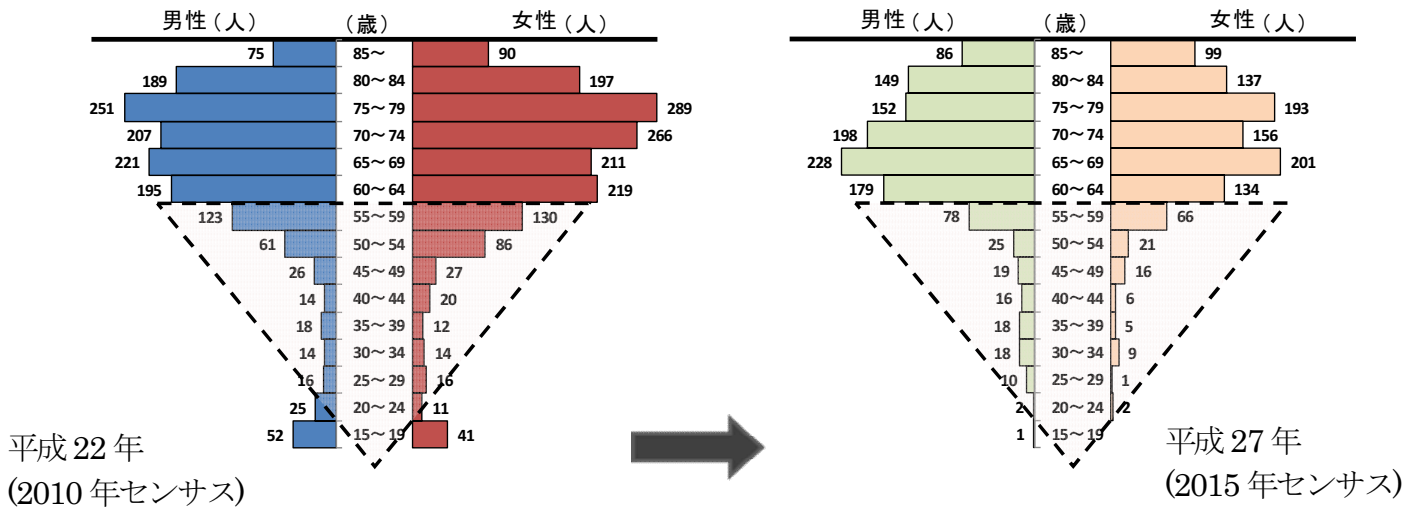




第4部

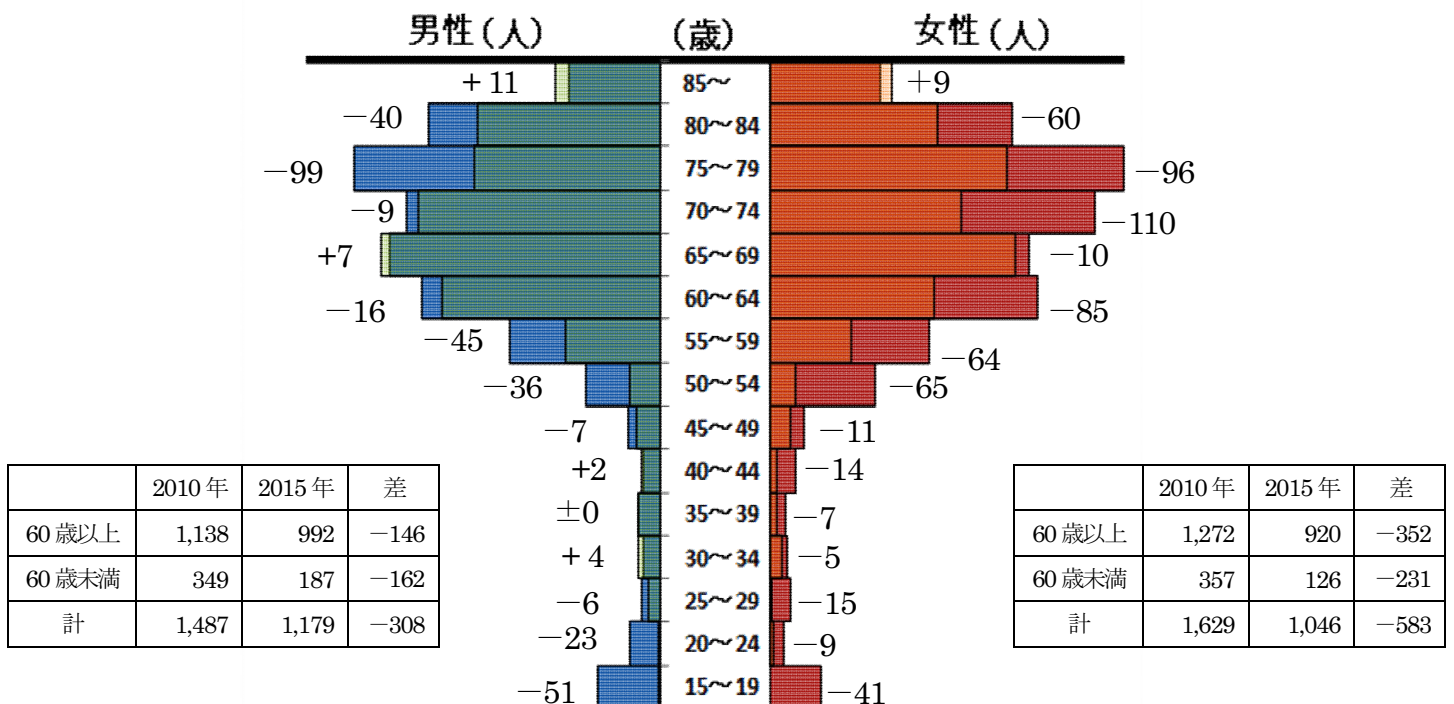
新規参入の促進

図18 農業者の男女別年齢構成割合の推移
～依然として高齢者に依存～



	男性	女性	小計
60歳以上	1,138	1,272	2,410
60歳未満	349	357	706
計	1,487	1,629	3,116 (合計)

	男性	女性	小計
60歳以上	992	920	1,912
60歳未満	187	126	313
計	1,179	1,046	2,225 (合計)



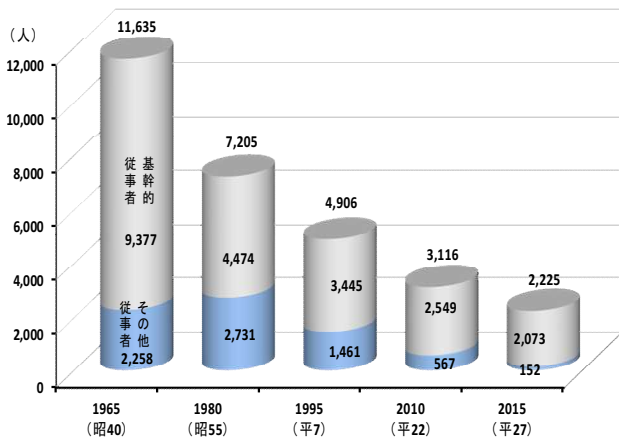
	2010年	2015年	差
60歳以上	1,138	992	-146
60歳未満	349	187	-162
計	1,487	1,179	-308

	2010年	2015年	差
60歳以上	1,272	920	-352
60歳未満	357	126	-231
計	1,629	1,046	-583

(注) グラフ横の数字は2010年と2015年の増減値

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」
「2015年農林業センサス」

図19 農業就業人口の推移
～20年間で5割減少～

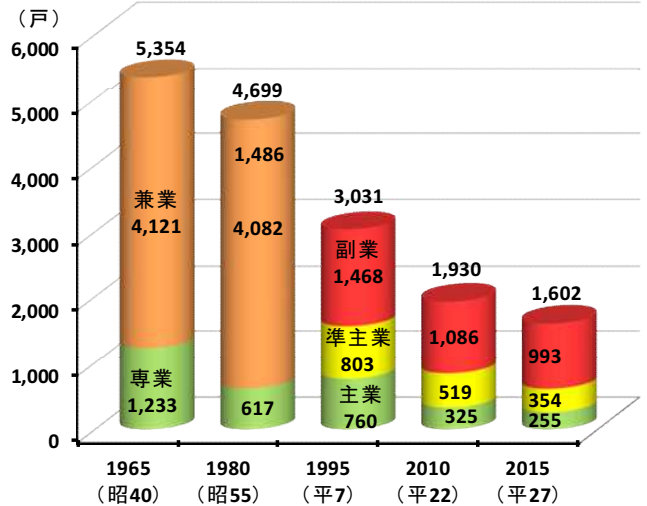


資料：農林水産省「農林業センサス」

(注1) 農業就業人口：農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業従事日数の方が多い者

(注2) 基幹的農業従事者数：農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事の主」の者

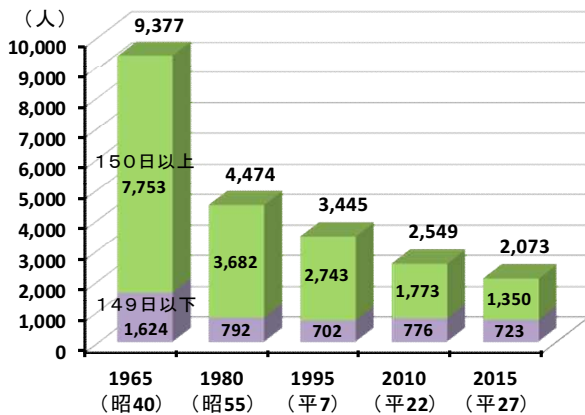
図20 農家類型別の推移
～主業的農家の減少が著しい～



資料：農林水産省「農林業センサス」

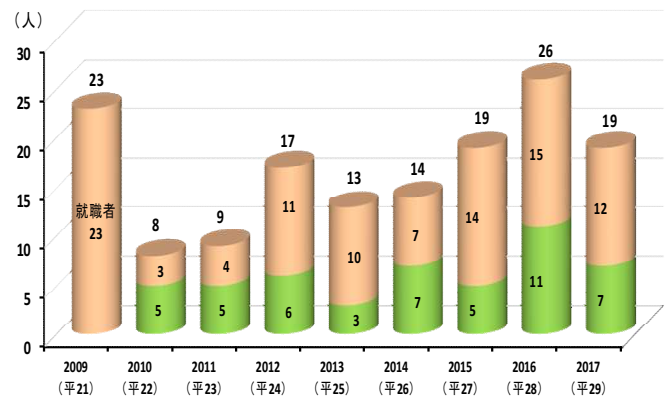
(注) 昭55以前は旧定義の農家、平2以降は新定義の農家

図21 基幹的農業従事者数の推移
～大幅に減少、担い手不足は深刻～



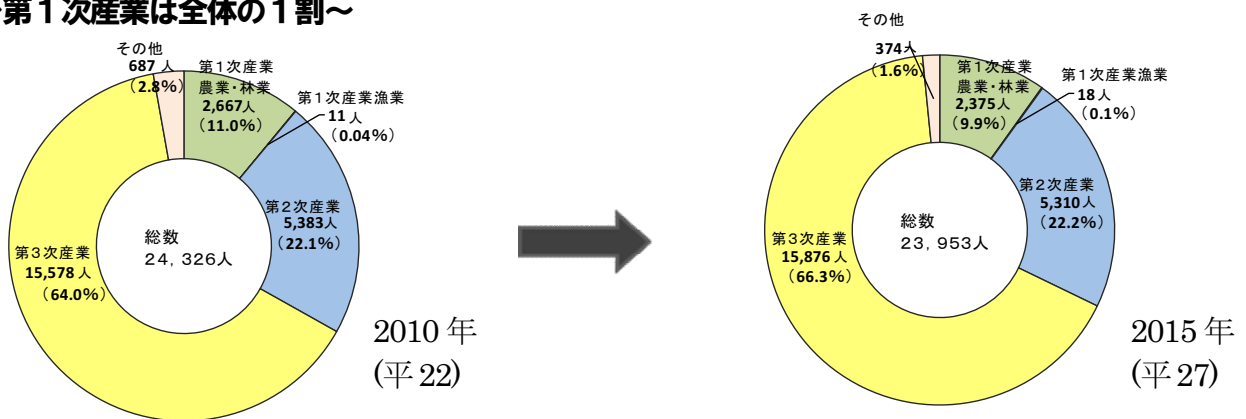
資料：農林水産省「農林業センサス」

図22 新規就農者の推移
～近年は増加傾向に陰り～



資料：県経営支援課調べ

図23 産業別就業者の割合
～第1次産業は全体の1割～



資料：国勢調査



第5部

倉吉市農業委員会

平成29年12月8日 倉吉市農業委員会

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市は、日本海にそそぐ天神川を中心とする各河川周辺に豊かな水田地帯が広がり、南西部の大山山麓に及ぶ火山灰台地には、肥沃な畑地帯が形成され、豊かな自然を生かした農業が古くから盛んに行われている。水稻をはじめ、麦・大豆などの土地利用型作物、すいか・メロン・白ネギ、トマト・キャベツ・ブロッコリーなどの様々な野菜、二十世紀梨を中心とした果樹、酪農や肉用牛などの多様な生産が複合的に行われており、近年は、施設園芸などの収益性の高い農業への転換が図られている。

また、農地利用においては、資産的所有傾向が強く、規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化し、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進みつつある。

一方、中山間地において、高齢化による農業者の減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が遊休農地となる傾向にあり、これらを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、倉吉市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、市長が定めた「第11次倉吉市総合計画」後期基本計画の期間（平成28年度から平成32年度）に合わせて平成32年を目標として、農業委員及び推進委員の改選期である3年後に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状（平成29年7月）	3,944ha	44ha	1.12%
3年後の目標（平成32年7月）	3,924ha	24ha	0.61%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は管内を5地区に分けて、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適時実施する。

利用状況調査終了後、遊休農地所有者に利用意向調査を実施し、その調査結果を踏まえて、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。利用意向調査は、担当地区の農業委員及び推進委員が連携して、原則として戸別訪問により行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化に繋げる。

③ 非農地判断について

農地パトロールと同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状（平成29年7月）	3, 9 0 0ha	1, 1 8 4ha	3 0. 3 6%
3年後の目標（平成32年7月）	3, 9 0 0ha	1, 1 8 0ha	3 0. 2 6%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に関与する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定等について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入の促進は、毎年5経営体（個人・法人）の参入を目標とし、新規参入者取得面積は1経営体あたり0.5haを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入者を把握し、必要に応じて様々な相談に応じるとともに、農地あっせんなど積極的に支援する。

② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入者の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

農業委員・最適化推進委員名簿



担当地区	農業委員	農地利用最適化推進委員
上北条・上井 西郷・倉吉	徳田 和幸	高見 美幸
	西谷 美智雄	
	福井 章人	涌嶋 博文
	吉村 年明	
	室山 恵美	
灘手・社	筏津 純一	塚根 正幸
	美田 俊一	田倉 恭一
	河本 良一	
北谷・高城	会長 山脇 優	西谷 昭良
	山本 淑恵	
	松本 幸男	小谷 俊一
	金信 正明	
小鴨・上小鴨	數馬 豊	山下 賢一
	林 修二	小谷 義則
	谷本 貴美雄	
関金	鐵本 達夫	影山 卓司
	職務代理 藤井 由美子	
	原田 明宏	

倉吉市の風土 ～農地・農業ポテンシャルの開花(潜在力・可能性)～

倉吉市は、鳥取県の中部に位置する人口約5万人の市です。

市内には国の重要伝統的建造物群保存地区として指定されている打吹玉川地区をはじめ、江戸時代末期から戦前までに建てられた家屋や土蔵が多く残り、その街並みは、往時の面影を残す懐かしい佇まいをみせています。

また、周辺は関金温泉・三朝温泉・はわい温泉・東郷温泉の4つの温泉地に囲まれ、岡山県の蒜山高原にも隣接する自然環境に恵まれた美しい地方都市です。

市章



クとラと吉を組み合わせてまとめたもの。

円形を型どるは円満なる融和を示し、市民の強固なる団結を表現、また中央の突起せるは将来倉吉市の伸びゆかんとするを表徴する。

市の木「つばき」



市の花「つつじ」



市の鳥「メジロ」



市のイメージキャラクター「くらすけくん」



住所 倉吉市葵町722

性別 ぶ(オス)

犬種 ビーグル

誕生日 12月5日

好きな食べ物

倉吉の特産品、土産物

(3色だんごなど)

【倉吉市農業委員会】

住所 〒682-8611

鳥取県倉吉市葵町722

電話 0858-22-8171

FAX 0858-23-9100

E-mail noui@city.kurayoshi.lg.jp